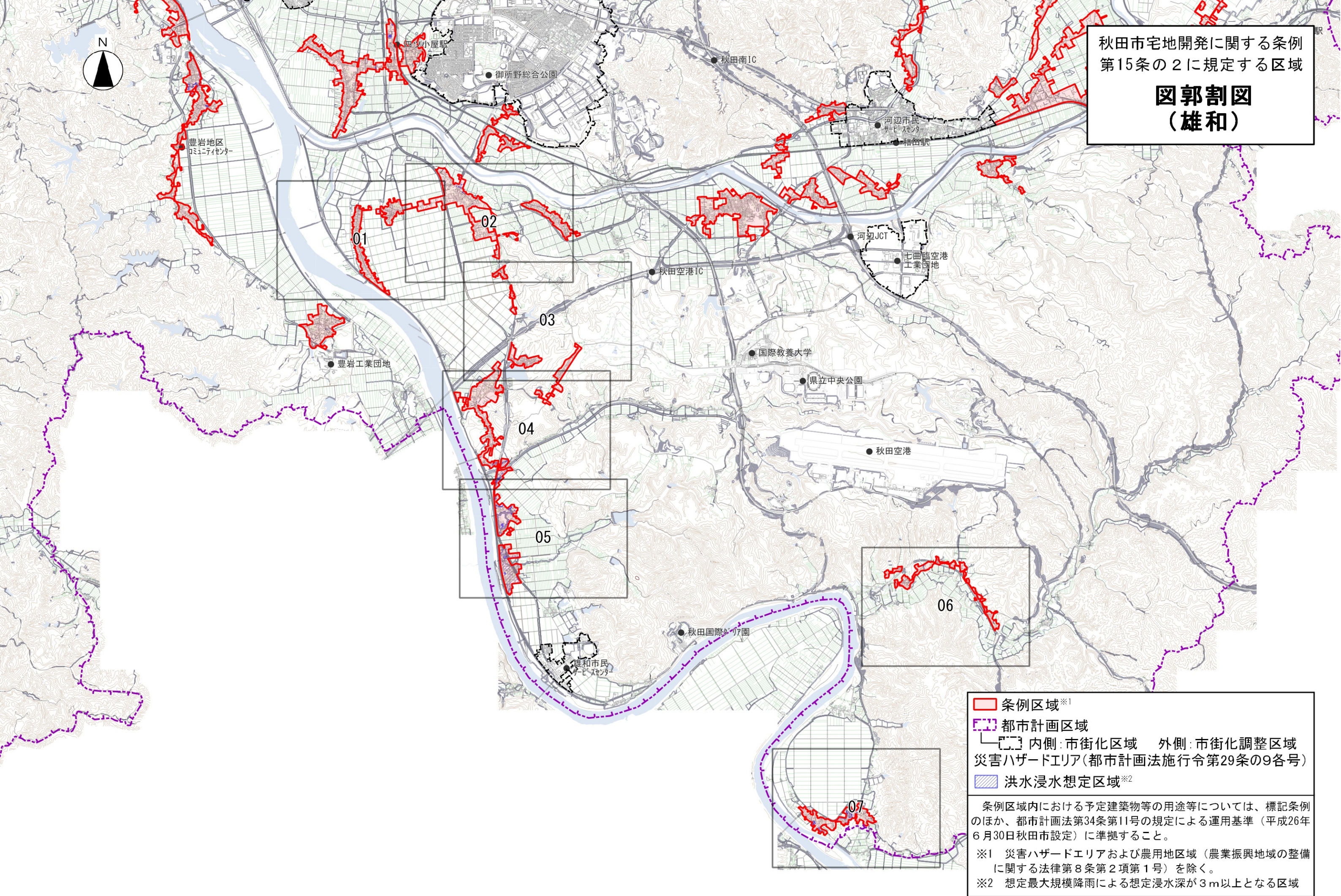


秋田市宅地開発に関する条例  
 第15条の2に規定する区域  
**図郭割図  
 (雄和)**



- 条例区域<sup>※1</sup>
- 都市計画区域
  - 内側:市街化区域
  - 外側:市街化調整区域
- 洪水浸水想定区域<sup>※2</sup>

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



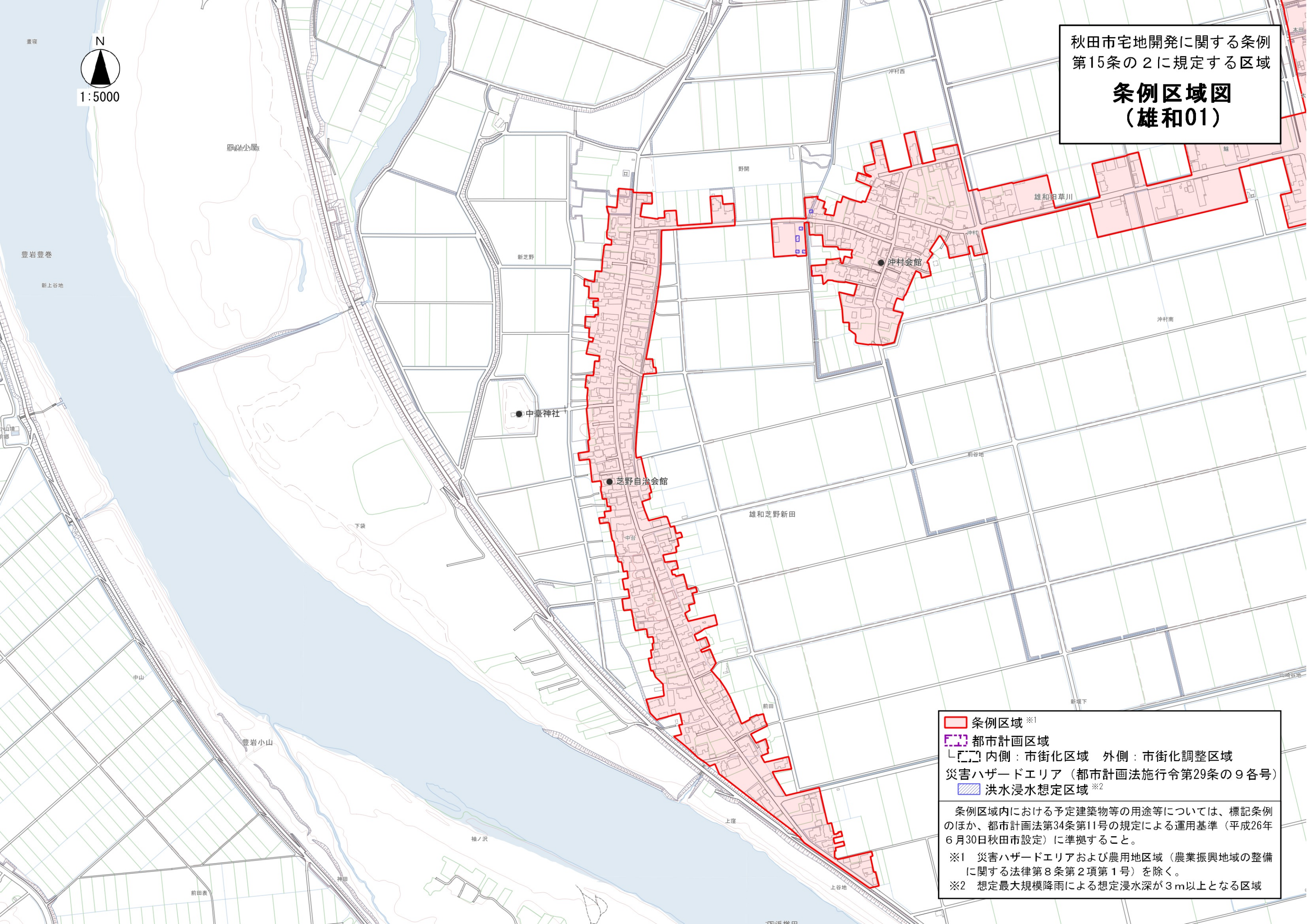
直視



1:5000

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域

# 条例区域図 (雄和01)



条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 洪水浸水想定区域※2

災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

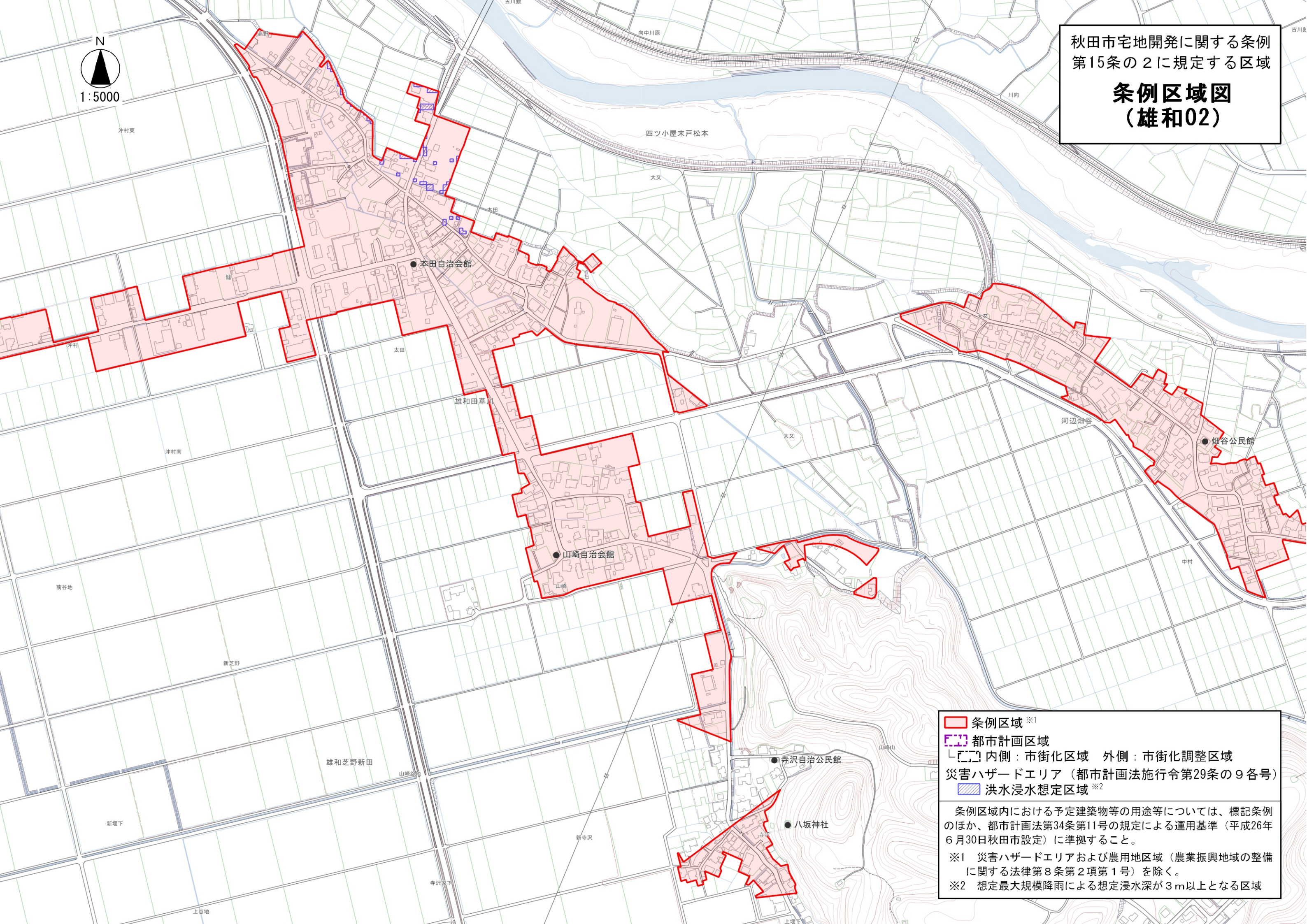
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(雄和02)**



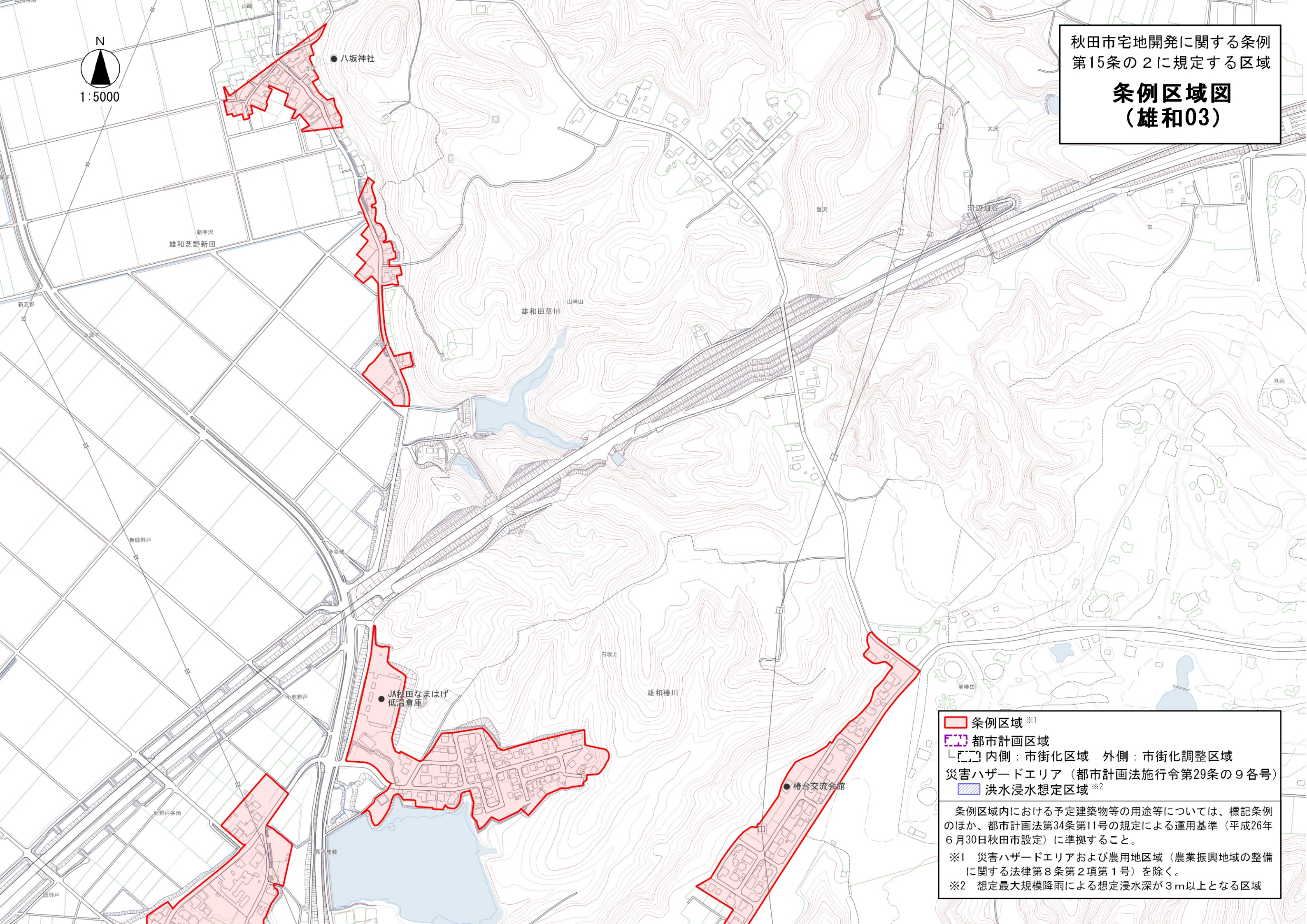
条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域





秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(雄和03)**



新寺沢  
雄和芝野新田

雄和田草川  
山崎山

JA秋田なまはげ  
低温倉庫

橋台交流会館

**条例区域**※1

**都市計画区域**  
内側：市街化区域 外側：市街化調整区域

災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

**洪水浸水想定区域**※2

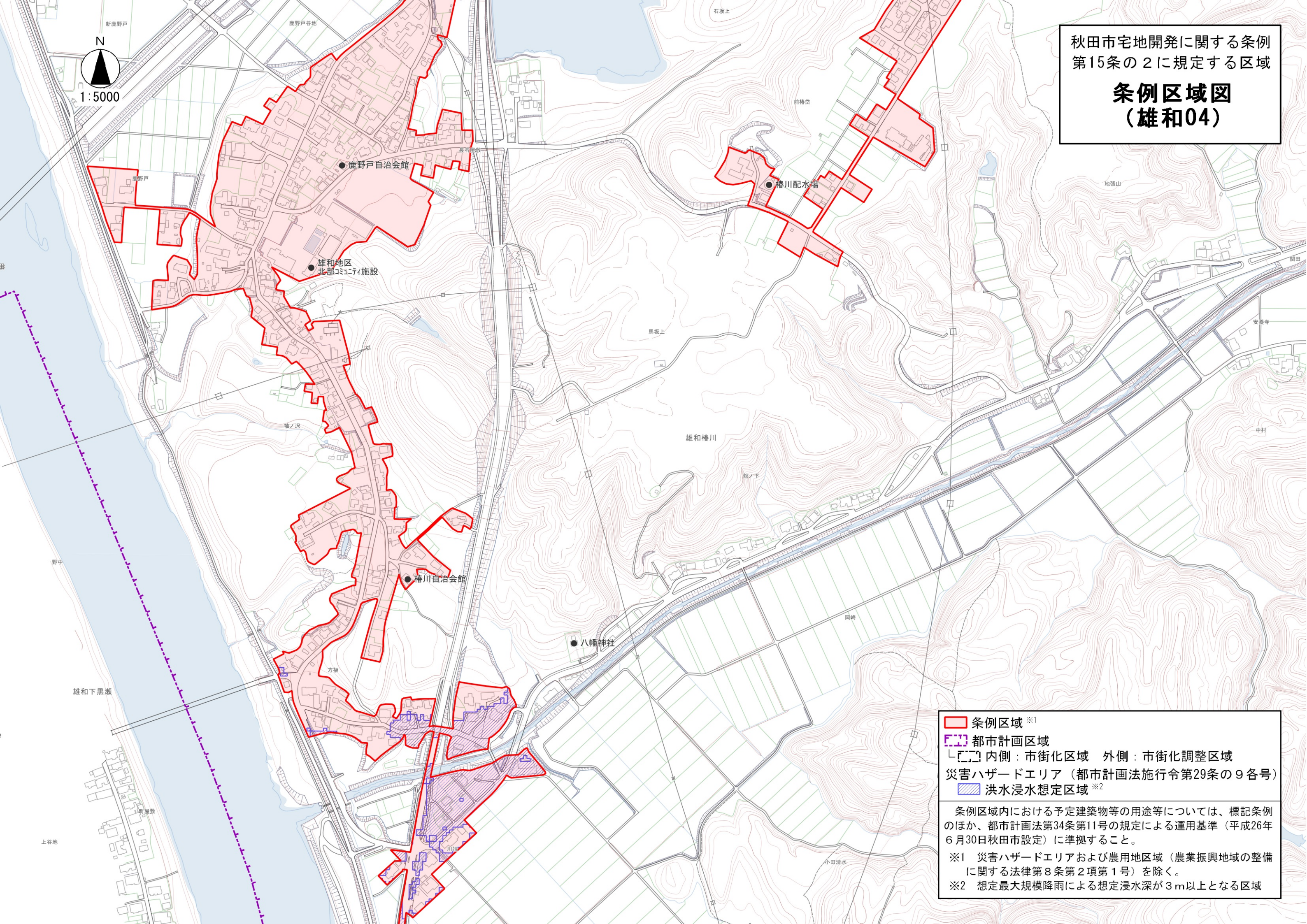
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(雄和04)**



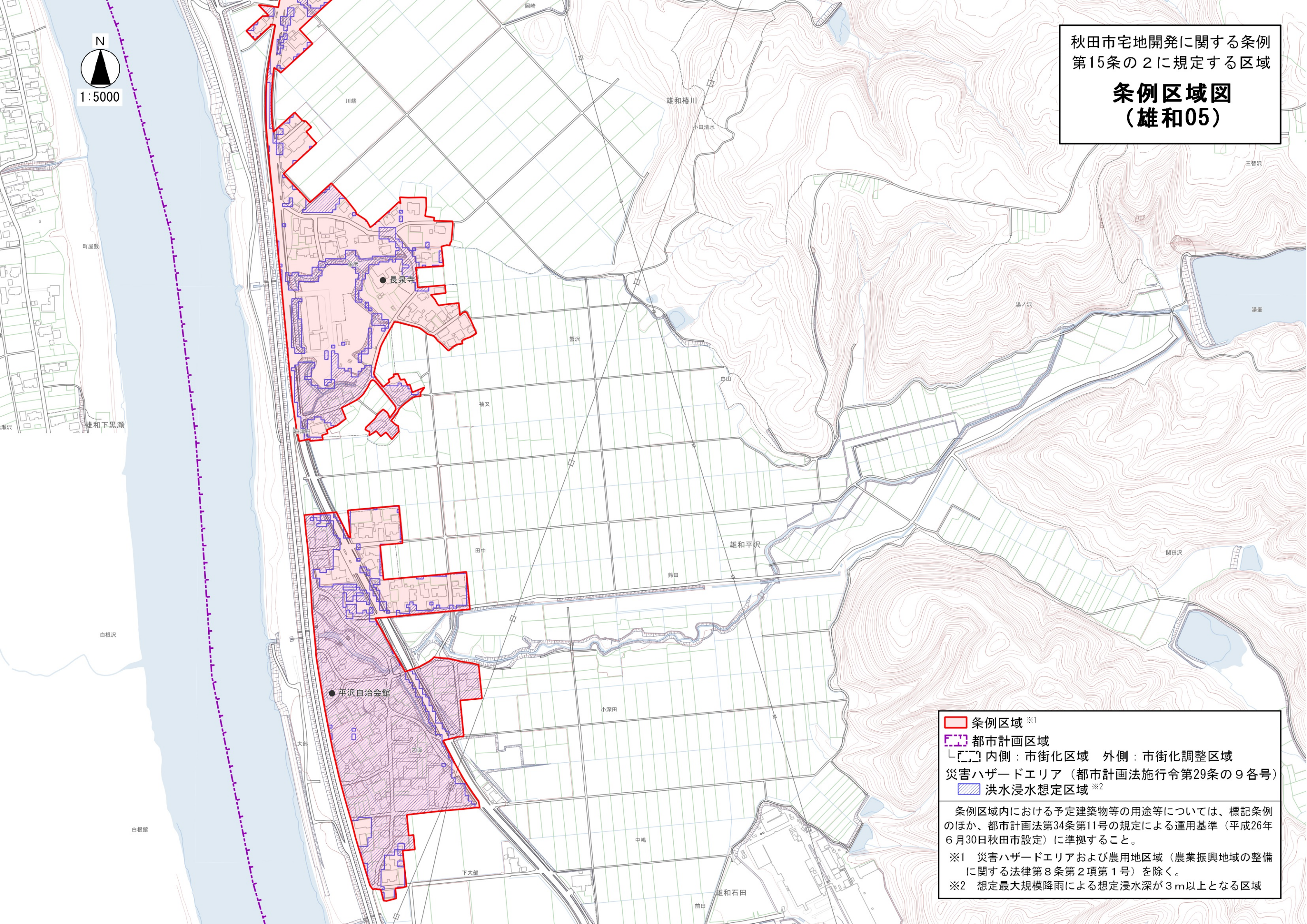
**条例区域** ※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
**災害ハザードエリア**（都市計画法施行令第29条の9各号）  
**洪水浸水想定区域** ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(雄和05)**

N  
1:5000



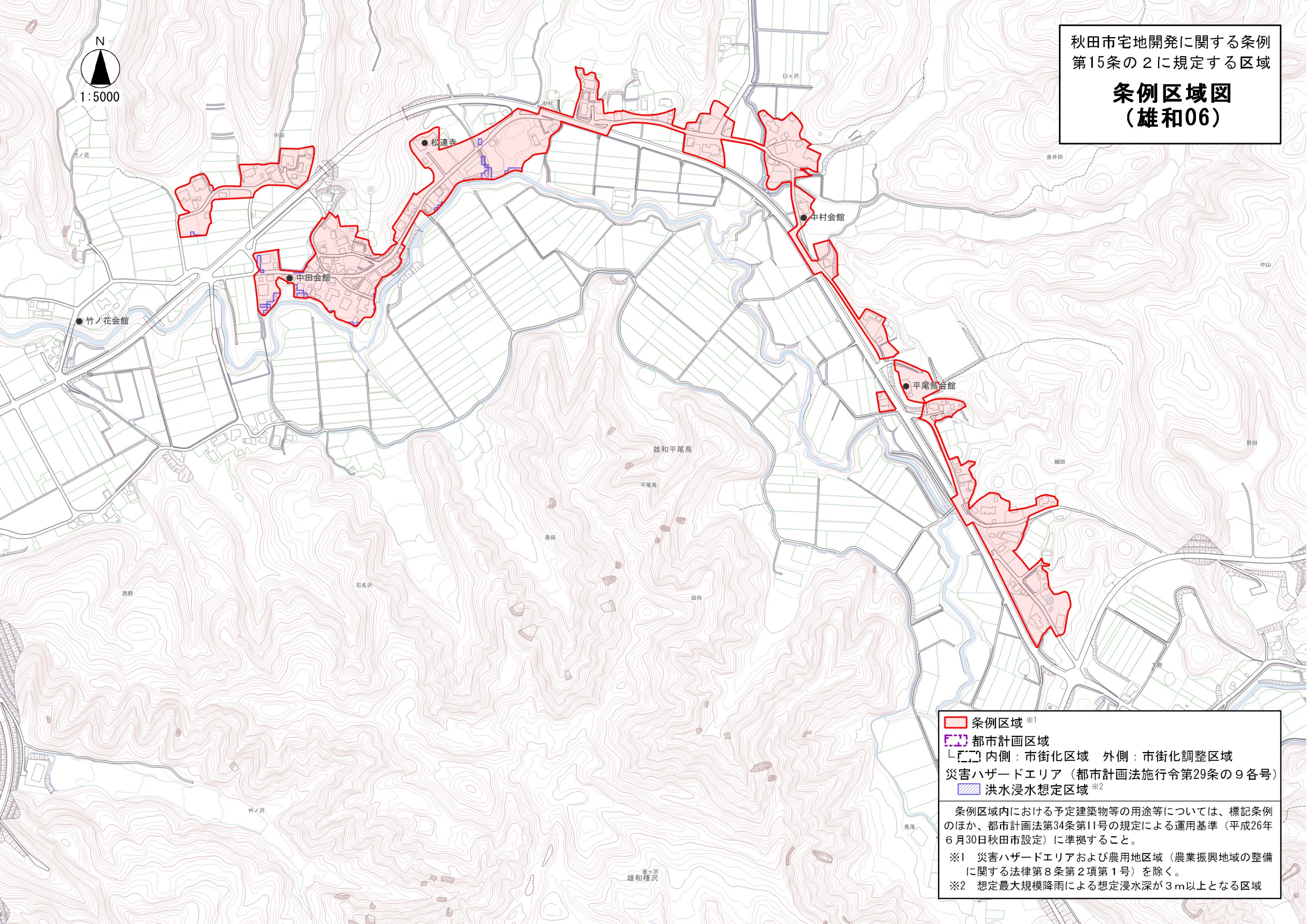
条例区域<sup>※1</sup>  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 洪水浸水想定区域<sup>※2</sup>  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域

# 条例区域図 (雄和06)

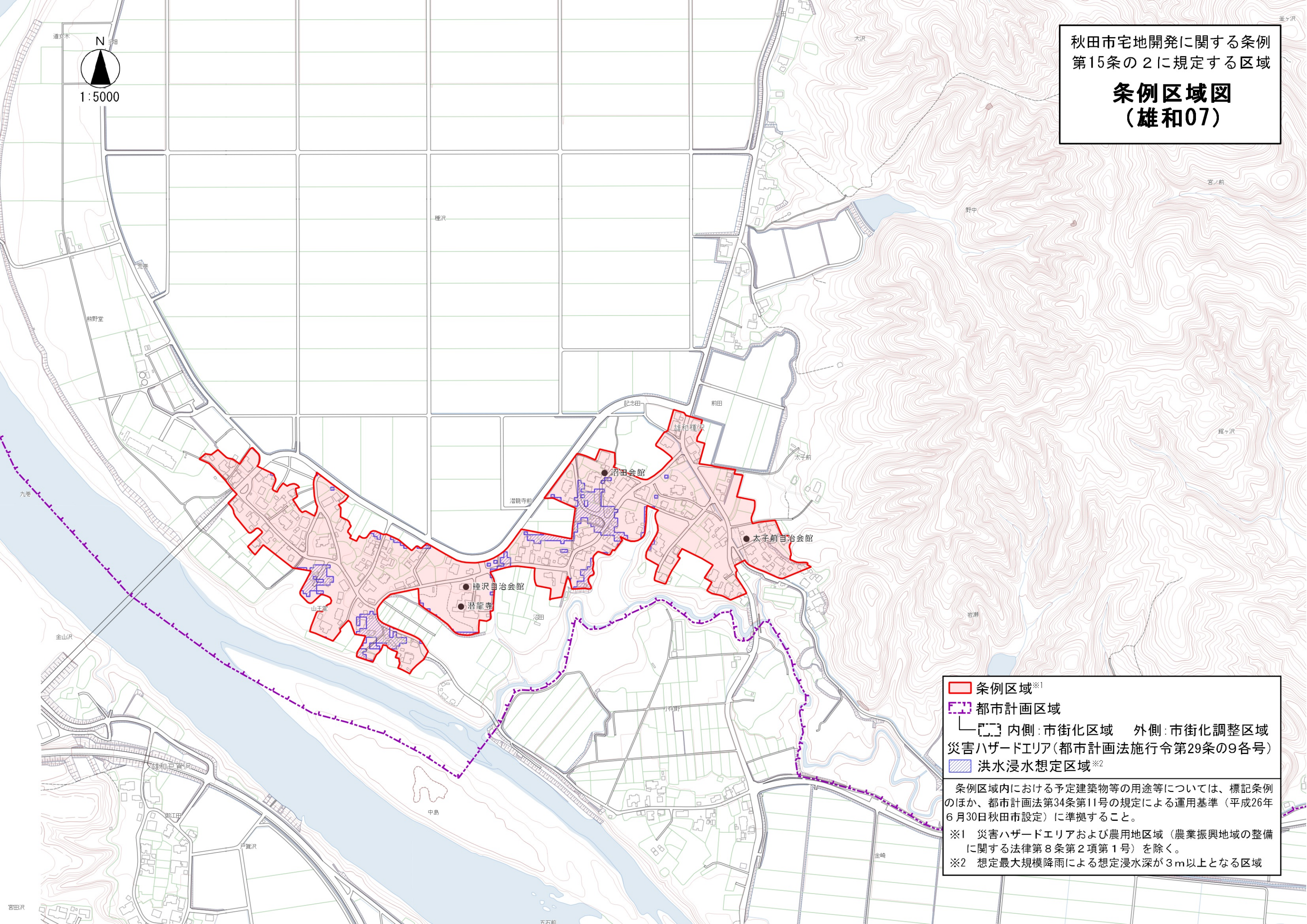


**条例区域**※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
└ 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
**洪水浸水想定区域**※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(雄和07)**



- 条例区域※1
- 都市計画区域
  - 内側:市街化区域
  - 外側:市街化調整区域
- 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域